

調査報告書

令和6年11月20日
福井工業高等専門学校

目 次

第1 事案の概要	・・・	2
第2 学生の状況	・・・	2
第3 調査と分析	・・・	3
第4 重大事態の認定と対応	・・・	25
第5 いじめの再発防止に向けた改善の取組	・・・	27
第6 まとめ	・・・	33

用語の説明

本報告書に記載されている用語の説明については以下のとおりである。

- 学生主事：学生の厚生補導及び課外教育に関する事項等を総括し、校長を補佐する者
- 学生主事補：学生主事を補佐し、学生の厚生補導等に当たる者
- 寮又は学寮：福井工業高等専門学校¹の学生寮
- 寮務主事：学寮の管理運営について全般的に総括し、校長を補佐する者
- 寮務主事補：寮務主事を補佐し、寮生会指導や担当寮生の生活指導等に当たる者
- 寮務主事団会議
：寮務主事、寮務主事補らで構成される会議
- 寮生会：福井工業高等専門学校¹の学生寮における学生の共同生活を自律的に運営するために、寮生全員をもって構成される組織

第1 事案の概要

令和5年10月30日、国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）から福井工業高等専門学校（以下「福井高専」という。）に対し、SNS（X:旧Twitter）上において福井高専を批判する発言が掲載されているとの連絡があった。

内容を確認したところ「寮で起きたいじめによる自殺未遂事件を隠蔽し、被害者に責任を擦り付け、見て見ぬふりをする教師どもがいる福井高専が大嫌いです。絶対に許しません。」との記載があり、他にも福井高専を非難する発言が掲載されていることが確認された。

令和5年11月2日、当該SNS（X:旧Twitter）の発信を行った学生A（4年）と福井高専教員（学生主事、学生主事補、学級担任）が面談したが、学生Aの認識と教員側の認識に大きな隔たりがあった。

福井高専は、学生Aが、学寮内でのいじめ問題を放置・隠蔽していると継続的に投稿していること、学生Aが事実を明らかにすることを強く望んでいることから、事実確認の調査を行うこととした。

第2 学生の状況

1 学生

氏名：A

所属：本科4年

入学年度：令和2年度

2 学寮での自死未遂事案

学生Aは、令和2年10月14日、学寮の自室において、自身の頭・首・肩にベルトを巻いてベッドに横たわる画像をSNS（Twitter）に掲載し、自死をほのめかすかのような投稿を行った。

学生Aの知人が、当該SNSの投稿を見て、福井高専へ通報した。

福井高専の教員らは、直ちに学寮へ急行し、学生Aを保護した。

学生Aは、福井高専の教員らに対し、「死にたかった」と話した。

福井高専は、学生Aによる自死未遂事案と認め、令和2年10月下旬、機構へ報告したが、この時点では、自死未遂にいじめが関係しているとは捉えていなかった。

3 自死未遂事案以降の様子

学生Aは、自死未遂事件以降、学寮を退寮したが、学生生活に特段の問題はなく、コンテストの全国大会に出場するなど活躍していた。

4 SNSへの投稿

令和2年の学寮での自死未遂の件について、3年経過した令和5年になって、SNSへの投稿を開始した理由は明確ではないが、学生Aが説明した理

由を要約すると次の3点である。

- ア 4年次のインターンシップで活躍している社会人を見て、当時の学寮の先輩たちも同じように活躍しているのかと思ったら許せない気持ちが再燃し、増していった。
- イ コンテストの全国大会での他高専学生との交流から、退寮したことについて自分を責める必要がなかったことがわかり、福井高専が許せないという気持ちが高まった。
- ウ コンテストの全国大会で活躍したことから、自身の発信力と信用性が付いたと思い、これを機会に、先輩から受けた指導に関してSNSで発信していくことを決めた。

5 欠席等

学生Aは、令和5年11月から令和6年3月まで、福井高専を長期欠席し、令和6年4月から休学中であったが、令和6年8月31日に自主退学した。

第3 調査と分析

1 調査の体制

福井高専は、いじめ防止等基本計画（令和2年6月30日校長裁定）に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置している。

対策委員会は、いじめに関する事実関係の確認及び調査の業務を行うこととされている。

対策委員会の委員は、以下のとおりである。

- ①学生主事（委員長を兼ねる。）
- ②学生相談室長
- ③学生主事補
- ④事務部長
- ⑤学年主任
- ⑥その他校長が必要と認めた者

本件では、学生Aの認識と教員側の認識に大きな隔たりがあった上、福井高専は、学内のいじめを放置・隠蔽しているとの指摘を受けていた。

そのため、福井高専（校長）は、福井弁護士会から推薦を受けた弁護士2名（市川徹氏、今井康人氏）及び福井高専の看護師1名を、調査担当として選任した。

本調査は、第一次的に、調査担当（弁護士2名及び看護師1名）において行われ、第二次的に、対策委員会において、その内容を確認・検討することによって、行われた。

2 調査方法

調査担当において、学生A本人からの聴取り調査、関係資料の収集及び精査、寮生活の実態に関するアンケート調査、学生A以外の学生に対する聴取り調査、福井高専教員からの聴取り調査などを行った。

3 調査期間

令和5年12月～令和6年3月

4 調査結果

調査担当の調査結果は以下のとおりであり、対策委員会にて結果を共有・確認した。

(1) 学生Aから聴取した「いじめ」行為に関する具体的内容及び自死未遂に至った経緯等

以下は、学生Aから聴取した、学寮内で受けたとされる「いじめ」行為の具体的内容及び自死未遂へと至った経緯、X（旧 Twitter）上に書き込んだ理由等である。

ア 学生Aの学年は、コロナ禍の影響により令和2年8月28日に開寮となり、学生Aも同日入寮することとなった。入寮から間もなくして寮生会役員から1年生全員を対象としたガイダンスを受けることとなり、そこで、寮生活に関するルールの説明があった。

イ 学生Aの記憶によると、以下のルールについて説明を受けたとのことである。

- ・先輩には下級生から挨拶をすること
- ・先輩に聞こえるような声で挨拶をすること
- ・食堂及び浴室への入退室の際には挨拶をすること
- ・お風呂のシャワーを使うときには風呂場にいる上級生全員の許可を取ること

学生Aは、ガイダンスを受けた際に上下関係が厳しすぎるように感じ、時代にそぐわないルールだと思ったが、ルールを順守して先輩への挨拶は欠かさず行い、シャワーを使う際には上級生の許可を取っていた。また、時期ははっきりしないが寮のルールとして就寝時間を過ぎてからトイレに行ってはいけないと聞いていた。

ウ 入寮時のガイダンスから1週間ほどしてから、1年生全員が食堂に集められ、寮生会の役員から挨拶やお風呂掃除ができていない1年生がいることを理由に叱責を受けた。叱責の態様として怒鳴ったり、言葉遣いが汚かったり、威圧的であったりしたため、学生Aはひどくショックを受けるとともに、自分は寮のルールを順守しているのに、ルールを守れていない1年生と一緒にひどく叱責を受

けることに納得がいかないと不満を覚えた。

当該集会后、学生Aが何かの用事で食堂に戻った際、寮生会の役員たちが集まって笑いながら「もっと怒ってやればよかったな。」と会話をしているのが偶然耳に入ったことで、寮生会の役員たちは1年生のことを思って叱責したのではなく、自分たちが楽しむために叱責していたのだと思い、強い不信感と腹立たしさを覚えた。

学生Aは、自衛目的や、寮の先輩たちが原因で学校を辞めることになった場合には仕返しに使う目的で、集会時の模様を録音するようになった。また、録音を、福井高専での生活がうまくいかない原因が自分の責任ではないことを家族に分かってもらうための証拠にしたいという気持ちもあった。

学生Aは、寮生会の役員から怒られないようにするために常に緊張感をもって寮生活を送るようになっていた。それでも、連帯責任を理由に寮生会役員から叱責を受けることはなくなり、理不尽と思える指導やルールに従うことに次第に耐えきれなくなっていた。学生Aには、相談相手になってくれる友人や知人、上級生はいなかった。ある日の夜、学生Aが精神的に追い詰められて自室で泣いていると、見回りにきた寮生会役員に居室のドアを蹴られたことがあった。学生Aは鍵を開けることなく、その場をやり過ごした。

エ 令和2年10月9日から始まった期末試験の期間中、学生Aは試験へのプレッシャーとも相まって精神的に限界を迎えてしまった。

令和2年10月14日、学生Aは、誰かに助けて欲しい、SOSに気づいて欲しいという思いで自死未遂に至った。自死未遂の方法はベルトを頭・首・肩に巻いてベッドに横になるといったものであった。

学生Aは、万が一、ベッドから転落した場合には首がしまつて命を落とす危険性があることは承知していた。自死未遂の模様をX(旧twitter)で中継したのは誰かに気付いて助けて欲しかったからということもあるが、もし、誰にも気づかれずに命を落としたとしても、寮の問題や自分の苦しみに誰かが気づいてくれたらいいと思っていた。

外部からの通報で職員が駆けつけたときに、咄嗟に寝相が悪いからベルトで体を縛っていたと嘘をついてしまったが、後に死にたかったことを正直に伝えた。

教職員たちから自死未遂に至った理由を聞かれた際に、寮生会の役員から受けてきた指導のすべてを伝えることはしなかった。これは、自死未遂後、カウンセリングを受けていたときに寮生活が辛いことを伝えたところ、カウンセリングの担当者から同じように寮生活が嫌になって学校を辞めた子がいる話を聞かされたためである。学

生Aは、過去にも同じような目に遭っている学生がいたのに福井高専は何も対策を講じてこなかったのだと思い、言っても無駄だという諦めの気持ちが芽生えた。また、寮生活や寮の先輩からの指導にうまく馴染めなかったのは自分が悪いからだと思うようにした。

そのため、寮生会の役員から受けていた理不尽な指導がいじめに当たると考えることはできなかった。それ以降、学生Aは、教職員に対し、もっぱら勉強の悩みや家庭の経済事情について相談をするようになり、学寮内での寮生会による指導の問題点については口にしなくなった。

なお、自死未遂後に寮生会役員からの指導に悩んでいることを寮務主事に相談したことはあるが、寮務主事は寮生会役員に伝えると言ってくれたものの、その後、どうなったのか何も説明はなく、うやむやにされたと感じた。

オ 学生Aは令和2年11月30日に退寮した。

カ 学生Aは退寮してから令和5年9月頃までは、学寮で受けた指導に関して周囲に口にすることはなかったが、インターンシップの受け入れ先で活躍している社会人の方々を見ていると、『あの寮の先輩たちも社会に出てのうのうと生きているのかな。』と思うようになり、寮生会役員を許せない気持ちが急に再燃し増していった。

キ 学生Aは、全国コンテストに出場し、会場内のトイレに向かう途中で偶然、出場していた他校の学生と話す機会があった。その学生から『頑張れ。』と声を掛けられると、『無茶苦茶な人生やけど頑張るわ。』『寮もやめて。やけど、今ここにきているから全力でやるわ。』と返事をした。学生Aは事情を聴かれたので、学寮内で受けた先輩からの指導について話したところ、他校の学生から『うちにもあったわ。寮でのいじめ。』と言われた。

学生Aは、他の高専でも同じようなことが起こっていることを初めて知り、自宅に帰ってから全国の高専の学寮内でのいじめ問題についてインターネット検索を行い、ブログなどの書き込みから福井高専よりも酷い状況の学校があることを知った。

学生Aは、退寮したことについて自分を責める必要がなかったことが分かり、寮生会や福井高専を許せないという気持ちが一層高まった。

ク 学生Aは、全国コンテストで活躍できたことで、自身の発言に発信力と信用性が付いたと思い、これを機会に先輩から受けた指導に関してX（旧 Twitter）に書き込んで発信していくことを決め、「福井高専は寮でのいじめ問題について公開しろ」「結局なあなあになって謝罪もなく、俺が悪いみたいな風になったの一生忘れねえからな」

「教師どもが見て見ぬふりしてたの一生忘れねえからな 自殺しようとしたときに手のひらくるくるしやがって」などといった福井高専を非難する書き込みを継続して行った。

(2) 学生Aが自死未遂に及んだ後の福井高専側の対応について

ア 学生Aの自死未遂発覚後、福井高専では本人面談及び電話連絡をほぼ毎日繰り返し行い、本人の心身の状態に配慮していた。特に当時の寮務主事補は、学生Aの自死未遂発覚後から退寮を決めるまでの間、25回に亘って電話で学生Aと連絡を取り合い本人の安否と状態の確認に努めていた。

イ 自死未遂後、学生Aが学寮内での指導について言及したのものとして以下のものがある。

- 令和2年10月16日の寮務主事補との面談時に、寮内で上級生から1年生全員に指導する場面があり、自分はきちんとやっているのに怒られることに不満を感じていることや、4年生のストレス発散の対象になっているのではないかと感じていること等を伝えていた。

- 令和2年10月26日、学生相談室長、カウンセラーとの面談の時に寮の先輩の指示や行動が理不尽なことが許せないと話していた。

ウ 福井高専は、令和2年当時、本件事案を「いじめ」問題として取り扱っておらず、以下の所見及び基本方針記載のとおり、自死未遂に至った理由は、もっぱら本人の成績面や家庭の経済事情の悩み、精神的な未熟さにあったとし、帰寮の可否を判断するに当たっては本人の内省の深まりと成長を求めることに終始しており、上級生からの行き過ぎた指導と自死未遂との間に関連性があるとは考えていなかった。

なお、学生Aも、自死未遂後に、もっぱら進級や成績の不安、家庭の経済事情について相談しており、福井高専が定期的に実施しているいじめ調査アンケートでも、学寮内での先輩からの行き過ぎた指導について申告していなかった。

- 令和2年10月20日時点における学生相談室長の所見は、家庭の経済状況についての悩みと、責任感の強さ、生真面目さが相まって極端な行動に出てしまったと思われる、とのことであった。

- 遅くとも令和2年10月28日の時点で、寮務主事は以下の基本方針案を学生相談室に申し入れている。

「この事案の核心をなす居室内での重大行為について、本人は

その深刻さや原因をどの程度理解しているのだろうか。残念ながら、寮生活の基本中の基本である、他者への視線や協働といった意識が著しく低く、自分のことしか考えられていない状態に、本人が未だあるように見える(原文ママ)。カウンセリングを中心に、この根本レベルにおいて、今回の行為の重大性への自己理解や「気づき」がないと、たとえ万が一にも帰寮した場合に、再び同じ状況になりかねないのではないか。大まかに例えるならば、こまめな巡回や報告等のチェック体制を敷いたり、ベルト等の器具使用を禁止したとしても、根本原因が解決していないと本人の安全の確保につながらない。それは寮生活に止まらず(原文ママ)、学校生活にも十分影響の及ぶことである。そのため、本人の行為の要因となった学校(寮)生活のつまづきの改善(自らの気づき、内省、反省、今後の具体的対応の考察)を多角的に確認する必要がある。すなわち、『早期の』帰寮ありきの結論に向かって収斂する形のアプローチではなく、本人の成長の結果、帰寮につながるという形が適切である。改めて、丁寧なプロセスを積み上げることを強調する」

エ 寮務主事は自死未遂後に学生Aから、自分の訴えを学寮の先輩には言わないで欲しいと頼まれたと話しており、学生Aの名誉のためにも本件事案については徹底したかん口令を敷いていた。そのため、学生Aが自死未遂に及んだ事実は、当時の寮生会役員は把握していない。

上記かん口令を敷いていた点について、学生Aは、寮務主事との面談時に、理不尽な指導を改めるように寮生会役員に伝えることを約束してくれたと話しており、双方の認識には食い違いが見られる。この食い違いが原因の一つとなって、学生Aによる「(本件事案について) なあなあにされた」「隠蔽された」「謝罪がない」といったSNS上での非難に繋がっているものと推察される。

(3) 学生Aが訴える「いじめ」の具体的内容の整理

ア 学生Aが訴える「いじめ」行為の具体的な内容は、寮生会役員から受けた指導のうち、行きすぎなものや理不尽なものである。本人は上級生による指導のすべてが「いじめ」行為に当たるとは考えてはいない。

イ 学生Aが「いじめ」行為に当たると主張する、上級生からの行きすぎた指導や理不尽な指導の内容を整理すると以下のとおりとなる。

(7) 学寮には寮生手帳や規則に明記されていない理不尽な「寮の伝

統」や「暗黙のルール」があり、1年生だけがそのルールを守らないといけないこと

(例) 1年生が浴室のシャワーを使う場合には、その場にいる上級生全員の許可を受ける必要があること

(イ) ルールを守らない1年生がいると、1年生全員が寮生会役員から呼び出しを受けて連帯責任として指導されること

(ウ) 寮生会役員から指導の際に怒鳴られたり、乱暴で威圧的な口調で叱責を受けること

(エ) 上級生が背後にいる場合でも心の目で気配を感じて挨拶をするように指導されること

(オ) 寮生会役員から、学寮の居室のドアを蹴られたり、強くドアを叩かれるなど乱暴にされること

(カ) 学生Aが居室の前に揃えて置いてあったスリッパを誰かにバラバラにされてしまい、自身の言い分を聴いてもらえないまま、寮生会役員から指導を受けたこと

(4) アンケート調査の方法及び結果について

ア 学生Aが受けたとされる「いじめ」行為の具体的な内容について、学寮に在籍する学生全員（令和6年1月時点）に対してアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて聴取り調査の対象者及び聴取内容を絞りこむこととした。

イ アンケート調査の方法は、Microsoft Forms を使用して、アンケート調査票の内容のフォームを作成し、実施した。

ウ アンケート期間は令和6年1月25日から同月30日までとしている。

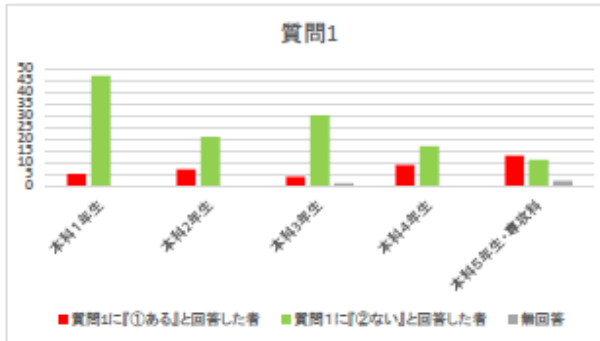
エ アンケート調査の回答者は令和6年1月30日時点で対象者210名中167名（回答率79.5%）であった。

オ アンケート調査結果を以下に示す。

なお、自由記載欄をまとめる際には回答者が特定されることを防ぐために、学年を本科1年生から3年生までと、本科4年生から専攻科2年生までに分けて、順不同で記載している。

質問1:学寮内での生活規則やルールについて、規則や寮生手帳に明確に書かれてはいない『寮の伝統』や『暗黙のルール』など、学寮独自のルールを見聞きしたことはありますか。

	質問1に『①ある』と回答した者	質問1に『②ない』と回答した者	無回答	合計
本科1年生	5	47		52
本科2年生	7	21		28
本科3年生	4	30	1	35
本科4年生	9	17		26
本科5年生・専攻科	13	11	2	26



質問2:問1で『①ある』と回答された方は、どのようなルールなのかをご記入ください。

本科1年生から本科3年生まで(順不同)

1年生はスリッパを揃えなければならない。
 1年生女子のお風呂は20時まで。シャワー室はつかってはいけない。1年生は浴室のコンセントをつかっては
 いけない。
 お風呂掃除が午前8時前に終わっていると怒られる。
 シャワー室は20時以降使ってはいけない。
 1年生は脱衣所でドライヤーを使ってはいけない。
 学年ごとに入浴時間の割り当てが決まっている。
 1年生は寮生活を始めたての身なので寮を回す仕事を割り当てられることが多い。
 1年生は23時以降他の学生の部屋に行ってはいけない。
 1年生のお風呂掃除は予定時間よりも早く終わってはいけない。
 高学年は許されるが、低学年は許されないことが沢山ある(例・スリッパを揃える)
 汚れ仕事や備品の交換は1年生の仕事。
 1年生だけがゴムサンダル(通称、『便所スリッパ』)を使用しなければならない。
 高学年は消灯時間移行に活動していても叱られないが、1年生は特に厳しく上級生から叱責される。
 1年生のお風呂の時間が完了するまでに脱衣所から出なければならない。
 1年生は上級生に必ず自分から挨拶をしなければならない。
 1年生はお風呂場のシャワーが残り1個のときに声をかけてから使わなければならない。
 1年生は挨拶を徹底してすること。

本科4年生から専攻科2年生まで(順不同)

1年生はお風呂場に入って左側にあるシャワーしか使えない。
 浴室に失礼します、と書いて入室しなければ裸のまま指導を受ける。
 風呂の使い方
 上級生からの説教
 アンケートの項目に書かれていること
 1年生は居室前のスリッパを並べる
 1年生はシャワーを使うときに隣にいる人に使っても良いか聞かなければならない。
 1年生は上級生とすれ違ったら挨拶をしなければならない。
 1年生は食堂や風呂場に入るときに『失礼します。』と言わなければならない。
 1年生は寮の中でトイレのスリッパを履かないといけない。
 1年生はシャワーを使うときには上級生に断りをいれなければならない。

質問3: 食堂に入退室する際などに自分は挨拶をしていたにもかかわらず、他の寮生が挨拶できていないという理由で、上級生から叱られたことはありますか。

質問4: 質問3の場面を目撃したことはありますか？

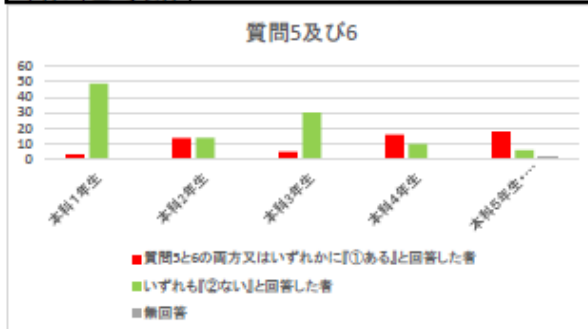
	質問3と4の両方又はいずれかに「①ある」と回答した者	いずれも「②ない」と回答した者	無回答	合計
本科1年生	0	52		52
本科2年生	4	24		28
本科3年生	7	28		35
本科4年生	11	15		26
本科5年生・専攻科	13	11	2	26



質問5: 食堂での集会時、上級生から指導を受ける際に怒鳴られたことはありますか。

質問6: 質問5の場面を目撃したことはありますか？

	質問5と6の両方又はいずれかに「①ある」と回答した者	いずれも「②ない」と回答した者	無回答	合計
本科1年生	3	49		52
本科2年生	14	14		28
本科3年生	5	30		35
本科4年生	16	10		26
本科5年生・専攻科	18	6	2	26



質問7: 上級生から、浴室のシャワーを使う際には、その場にいる上級生一人ひとりに「シャワーを使って良いでしょうか」と確認するように指導されたことはありますか。

質問8: 質問7の場面を目撃したことはありますか？

	質問7と8の両方又はいずれかに「①ある」と回答した者	いずれも「②ない」と回答した者	無回答	合計
本科1年生	0	52		52
本科2年生	0	28		28
本科3年生	5	30		35
本科4年生	13	13		26
本科5年生・専攻科	16	8	2	26



質問9: 上級生から、上級生が背後にいる場合にも、心の目で感じて挨拶するように指導を受けた事がありますか。

質問10: 質問9の場面を目撃したことはありますか？

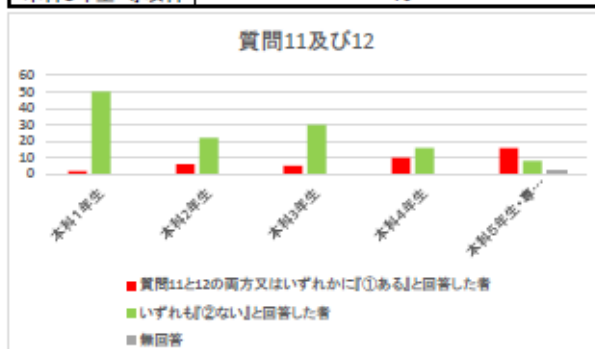
	質問9と10の両方又はいずれかに「①ある」と回答した者	いずれも「②ない」と回答した者	無回答	合計
本科1年生	2	50		52
本科2年生	1	27		28
本科3年生	1	34		35
本科4年生	3	23		26
本科5年生・専攻科	6	18	2	26



質問11: 上級生から、学寮の居室(自分の部屋)のドアを蹴られたり、強くドアを叩かれるなど乱暴なことをされたことはありますか

質問12: 質問11の場面を目撃したことはありますか？

	質問11と12の両方又はいずれかに「①ある」と回答した者	いずれも「②ない」と回答した者	無回答	合計
本科1年生	2	50		52
本科2年生	6	22		28
本科3年生	5	30		35
本科4年生	10	16		26
本科5年生・専攻科	16	8	2	26



質問13: 学寮の居室(自分の部屋)の前に揃えておいておいたスリッパを、誰かによってバラバラに乱されていたことはありますか

質問14: 学寮の居室(自分の部屋)の前に揃えて置かれていたスリッパを、誰かがバラバラに乱して、そのままにして立ち去っている場面を目撃したことはありますか。

	質問13と14の両方又はいずれかに「①ある」と回答した者	いずれも「②ない」と回答した者	無回答	合計
本科1年生	0	52		52
本科2年生	2	26		28
本科3年生	0	35		35
本科4年生	1	25		26
本科5年生・専攻科	4	20	2	26



質問15:その他、入寮してから今日までの間に、上級生から受けた指導内容について、度を越していると感じたことや、嫌な思いをしたことはありましたか。また、そのような場面を目撃したりしたことはありますか。

	質問15に「①ある」と回答した者	質問15に「②ない」と回答した者	無回答	合計
本科1年生	3	49		52
本科2年生	3	25		28
本科3年生	3	32		35
本科4年生	6	19	1	26
本科5年生・専攻科	8	16	2	26



質問16: 問15で「①ある」と回答された方は、具体的な内容をご記入ください。

本科1年生から本科3年生まで(原不同)

上級生が別の学生の部屋に滞在しているときに、自分のスリッパを部屋に入れて規則違反がばれないようにしていた。

上級生が異性を居室に泊まらせていた。

上級生は深夜2時以降でも他の人の部屋に滞在しており騒がしいのに注意されない。

上級生は深夜に廊下を走っていて騒がしいのに注意されない。

1年生は補食室に集まるなど指導を受けているのに、先輩は集まっていて騒がしくて注意されない。

上級生はテスト前に午前2時以降でも補食室で騒いでいるのに注意されない。

音をたてていないにも関わらず隣の部屋の上級生から壁をドンと叩かれた。

上級生から机を叩きつけて脅すような指導を受けた。

上級生に勝手に居室の扉を開けて怒られた。

上級生から事実無根のことで怒られた。

消灯時間を30分ほど過ぎた頃、同室の子がテーブルライトをつけていたら、突然、信じられないほどの大きい音のノックとドア越しにめちゃくちゃ大きい声で上級生から怒鳴られた。その後、上級生は同室の子を廊下に連れて行き、めちゃくちゃ大きい声量で指導をしていた。明らかに行き過ぎだと思う。

一年生の夏休み前ごろ就寝時間を過ぎて注意を受けた。その時、上級生に執拗に部屋のドアを叩かれて、威圧するような口調で注意された。

風呂掃除をきちんとしているのに、上級生からきちんとできていないと言われ怒られ続けたのは理不尽だった。また誰か一人挨拶ができていないからなどと全体で怒られることが多かった。怒鳴られるまではいかなかったと感じるが十分、威圧的だった。

上級生はお風呂場の入り口でスリッパを揃えないのに注意されない。

午後8時半過ぎに呼び出しを受けて1年生が集められ指導を受けた。言い方がきつく、結構怒っていた。返事を強制され、1年生の話を聞いてくれる雰囲気ではなかった。周囲には怖がったり、泣いている子もいた。

グループラインで1年生全体がルールを守れていないため、ペナルティ(4点)を与えると書かれた。退寮を示唆する記載もあった。上級生も守っていないのに1年生だけが注意を受けることへの不公平だと感じた。連帯責任だと言われても1年生の誰が何をできていないのかが分からなくて困った。

上級生からスリッパで歩く音がうるさいと言われた。

寮生集会の後にすごく大きな声で1年生が指導されている場面を見た。

上級生はお風呂場の入り口でスリッパを揃えないのに注意されない。

本科4年生から専攻科2年生まで(原不同)

食堂に1年生全員が集められ、上級生から挨拶の指導を受けた。1年生の全員がかなり大きい声での挨拶練習を1人ずつさせられ、小さい声の1年生がいるとやり直しを命じたり、怒鳴ったり、近くの椅子を蹴り飛ばされた。

就寝時間を守ることは大切だが、いくら部屋が明るかったからとはいえ、ドア蹴るのは違うと思う。

上級生からの説教

トイレで小用を足していた際に上級生が後ろを通り挨拶が遅れてしまった。その時、叱られて心の目で気配を感じるように指導を受けた。

入浴中に風呂に入ってきた先輩に挨拶をしたにも関わらず、他の1年生が挨拶しなかったため、その場で一緒に怒られた。

上級生から指導を受けた際、上級生が蹴飛ばした椅子が足に当たり足の爪が剥がれてしまった。

就寝時間後にトイレに行った際に、アイスを食べていた先輩たちに挨拶をしたところ、翌日に1年生が集められて就寝時間前にトイレを済ませるように指導を受けた。

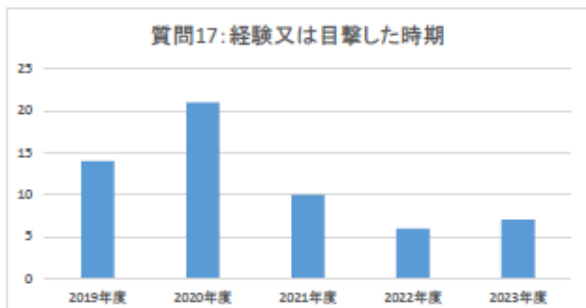
最初は驚いたが、慣れてくるとそうでもなくなった。一年生同士で馴れ合いっこになり、新鮮で面白い行事に昇華した。今ではこうした指導はなくなり、寮では誰も挨拶をしなくなってきたのが悲しい。

食堂での声出し

消灯時間後トイレに行くことを禁止され、消灯時間を過ぎてトイレに行くことと就寝時間前にトイレを済ませるように怒られた。

質問17: 問1から問16までに一つでも『①ある』と回答された方にお聞きします。『①ある』と回答された事項を経験したり、目撃した最後のおおまかな時期はいつですか。(回答者50名・複数の年度にまたがっている回答はいずれも採用した。)

2019年度	14
2020年度	21
2021年度	10
2022年度	6
2023年度	7



質問18: 学業生活における教職員の指導対応に、何か気になることや嫌な思いをしたことはありますか。

	質問18に『①ある』と回答した者	『②ない』と回答した者	無回答	合計
本科1年生	2	50		52
本科2年生	3	25		28
本科3年生	3	32		35
本科4年生	1	25		26
本科5年生・専攻科	3	21	2	26



質問19: 問18で『①ある』と回答された方は、具体的な内容をご記入ください。

先生の上級生に対する注意や対応が弱いと感じる。
 入浴後に乾拭きをするなどして脱衣所の床を濡らさないよう周知して欲しいと先生に頼んだが取り合ってもらえなかった。
 先生に挨拶をしたのを聞き逃されてしまい、背後から「挨拶！」と言われたときはビックリした。
 集会時に上級生から怒鳴る指導を受けた直後に先生が「これはイジメではありません」と発言した。それを聞いて『マジか。』と驚いたのと同時に裏切られたような気持ちになった。
 上級生がアンケートに書いてあるような行為を行なっていることを先生が黙認していたこと。
 上級生の指導について保護者から強い苦情が入った途端に手のひら返しをしたこと。

(5) 学生からの聴取り調査の方法及び内容について

- ア 聴取り調査にあたっては、アンケート調査票の自由記載欄に回答した者を全員対象として、聴取り調査の依頼を行い、これに応じて頂けた学生15名から聴き取りを行った。
- イ 聴取り調査の依頼は、調査担当である福井高専所属看護師から個々の学生に申し入れ、聴取りは福井高専保健室にて行った。
- ウ 聴取り調査を始める前に学生に対し、聴取りをした内容は調査担当の弁護士2名と看護師1名のみで共有し、福井高専に聴取した内容を報告する場合には氏名・学科・学年が分からないように処理することを説明した。
- また、聴取りは強制ではないこと、言いたくないことや話したくないことは無理に話さなくても良いことを説明した。
- エ 聴取りに際しては自由記載欄の内容だけでなく、アンケートの各項目について一つ一つ丁寧に確認していった。

(6) 教員からの聴取り調査について

福井高専の寮務主事は、平成30年4月から令和6年3月までその任に就いていたことから、学生Aの自死未遂前後の様子や寮生会(学寮の役員区長会)主導による指導の問題点、その改善に向けた今日までの取り組みについて聴取した。

学生主事からは、いじめ防止等対策委員会の活動内容や、寮務主事の任に当たっていた平成30年3月以前の寮生会の活動内容について聴取した。

(7) 事実認定の方法について

- ア 調査担当の事実認定の方法は、学生Aを含む学生からの聴取り調査や寮生アンケート調査の結果、福井高専及び学生Aから提出された資料の内容等を総合的に考慮し判断したものである。

聴取り調査の結果、得られた供述の信用性を判断するに当たっては、学生Aとの利害関係の有無、客観証拠(書面、録音データ等)との整合性、他の供述との一致・不一致の箇所、供述内容の具体性、聴取り調査時の態度などを考慮した。

- イ アンケート調査において学生Aと同じ学年又は上の学年の学生の中に「ない」と回答している者がいるが、1年生の全体集会時の指導態様については録音データという客観証拠から認定できること、集

会時を除いた個別指導については、学寮内の区長によって指導の頻度や態様が異なっていたこと、寮生会役員による指導を問題視していない学生は「ない」との回答と結びつきやすい設問であることから、「ある」と回答した学生や学生Aの訴える事実と矛盾するものではなく、「ない」と回答した学生がいることをもって学生Aが訴える「いじめ」行為がなかったとは認定しなかった。

また、学年が下がるにつれて「ない」と回答する学生の数が増えているが、これはアンケート調査項目にあるような先輩からの指導の認知件数が明らかに減少傾向にあることを示しているといえる。

ウ 本調査の目的は、「いじめ」の加害者を特定し、又はその責任を明らかにすることではなく、福井高専の管理責任を明らかにすることにあることから、当時の寮生会役員らからの事情聴取は、あえて行わなかった。

そのため、学生Aに対する指導に直接関与したのは、寮生会役員を含む複数の上級の寮生の可能性がある。

また、今回の事態の責任は、下級の寮生の指導に当たった上級の寮生ら個人にあるのではなく、学生寮における適切な管理を怠った学校側にある。

加えて、寮生会の役員らも、当時は新型コロナの蔓延により、新入生の歓迎会等の懇親を深める行事がすべて中止となったことから、上級生と下級生の信頼関係が醸成されない状況において、多少なりとも自分たちの果たすべき役割について悩みながら指導を行っていたと考えられる。

したがって、本件の問題を、寮生会役員ら個人の責任に矮小化することなく、福井高専の責任を正面から捉える趣旨から、学生Aを含む下級の寮生の指導を行っていた者は、「上級の寮生ら」として呼称を統一した。

(8) 認定した事実

ア 認定事実①

アンケート調査及び学生Aを含む学生からの聴取り調査の結果、学生Aが在寮していた令和2年当時、学寮内には規則や寮生手帳に明記されていない以下のルールがあったこと、同ルールは本科1年生にほぼ限って適用があり、ルール違反に対して指導を受ける学年も1年生にほぼ限定されていた事実が認められる。

(ア) 上級生に対して先に挨拶をしなければならない。

(イ) 食堂や浴室に入るときには「失礼します。」と挨拶をしなければ

ならない。

- (ウ) 1年生のみ入浴時間が決まっている。
- (エ) 1年生が浴室で使うことができるシャワーの位置が決まっている。
- (オ) シャワーを使うときには浴室にいる上級生全員に確認を取らなければならない。
- (カ) 就寝時間後にトイレに行ってはならない。
- (キ) 消灯時間後に上級の寮生らが1年生の部屋の見回りを行う。

イ 認定事実②

学生Aから提出を受けた集会時の録音データから、上級の寮生らが連帯責任であることを理由に1年生全体に対して以下の指導を行った事実が認められる。

- (ア) 令和2年9月16日に上級の寮生らが、学生Aを含む1年生全員に対し、1年生の一部に、挨拶ができていない者がいること、当番の仕事を忘れていた者がいること、午後9時15分を過ぎて入浴していた1年生がいること、午後10時に入浴していた1年生がいること、浴室に入る際の挨拶を怠った者がいること、午後11時30分を経過しても起きていた者がいること、スリッパを揃えていなかった者がいること、浴室の掃除が不十分であること等を理由に指導を行った。
- (イ) 令和2年10月1日に上級の寮生らが、学生Aを含む1年生全員に対し、1年生の一部に、午後11時30分を過ぎても起きていた者がいること、食堂で挨拶をしない者がいること、居室前のスリッパを揃えていない者がいること、浴室の掃除が不十分であること、就寝時間を過ぎて洗濯をしていた者がいること、先輩と目が合ったときに挨拶をしない者がいること、就寝時間後に起きて騒いでいる者がいること、午後11時以降に入浴していた者がいること、トイレのスリッパを履き替えていない者がいること等を理由に指導を行った。

ウ 認定事実③

学生Aから提出を受けた集会時の録音データから、以下の事実が認められる。

- (ア) 上級の寮生らは、令和2年9月16日の集会時に1年生全体のことを「お前ら」と呼称し、「お前ら、何聞いてたんや、さっきなあ、なあって。」「なあ返事」「時間ぐらい守れや、なあ。」「ちゃんとして自覚してやれや。」「その何人かが守ってねえせいで全員呼ばれ

てんやって。」と発言し、1年生全体に連帯責任を負わせ、命令口調で指導をしていた。

(イ) 上級の寮生らは、令和2年10月1日の集会時に1年生全体のことを「お前ら」と呼称し、「ルールなんやって、これが。守れんやつは出てけや、こっから。」「してねえやつがいるで呼ばれてるって」「声もでんわ、挨拶もせんはで、お前ら何ができるんやって。」「なんでせん。しろ、しろって。」「俺が夜中回って注意してるときも、誰一人として目合わせてこんかったって。びびってんって、そんなことで。」「責任持てって。おめえらのせいで怒られてるんやって。」「お前ら寝てる時、夜中先輩ら回ってどんだけ怒られてたか。気づいたやついるやろ。みんな起きたやろあれで。もうやめろって2度とああいうこと。」「気配感じて挨拶ぐらいしろ。」などと乱暴かつ命令口調による叱責を行い、発言の合間に「なあ」「なあって」と度々呼びかけて1年生全員から「はい。」という返事を求め、時折、怒鳴り声と評価して差し支えないほどの大きな声を織り交ぜながら指導をしていた。

(ウ) なお、令和2年9月16日、同年10月1日のいずれの集会時も上級の寮生らによる指導中に、複数の教職員が立ち会っていた事実が認められる。また、同年10月1日の集会時に、上級の寮生らによる指導の終了直後に教員の一人が、「一言だけ言わせてください。」「皆さんルールに対して言い過ぎとかそういうことではありません。」「いじめでもなんでもありません。」「はっきり言って、やっぱり集団生活の場でもありますので、基本的なルールは必ず守って下さい。」と発言した事実が認められる。

エ 認定事実④

アンケート調査及び学生Aを含む学生からの聴取り調査の結果、学生Aが、上級生が背後にいる場合でも心の目で気配を感じて挨拶をするように指導を受けた事実が認められる。

オ 認定事実⑤

アンケート調査及び学生Aを含む学生からの聴取り調査の結果、消灯時間後、学生Aの居室のドアを見回り中の上級の寮生らが蹴った事実が認められる。

カ 認定事実⑥

アンケート調査及び学生Aを含む学生からの聴取り調査の結果、学生Aが居室のドアの前に揃えて置いてあったスリッパが誰かに崩

されてしまい、それを理由に上級の寮生らから指導を受けた事実が認められる。

(9) 認定された事実に対する「いじめ」該当性の判断基準

- ア 本件事案が「いじめ」行為に当たるかどうかについて、いじめ防止対策推進法第2条第1項の定義に従い、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に該当するかどうかで判断している。
- イ 本件事案については、被害を訴えている児童等の主観面を重視する上記法の趣旨からすると、たとえ適正な指導であったとしても児童等が苦痛を感じた以上、同法にいう「いじめ」に該当することになるのではないかと、という疑問を抱かれる関係者がいるかもしれないが、本件は、そのような極論のケースを扱っているわけではないし、学生Aも先輩からの指導のすべてが「いじめ」行為に当たり許されない、といった趣旨の発言は一切していないことを念のために確認しておく。
- ウ たとえ上級の寮生らからの指導の一環であり、指導が明確なルール違反に対して向けられているものだとしても、指導の態様として行きすぎなものや理不尽なものがあると評価することができ、それによって児童等がその心身に苦痛を感じたのであれば、いじめ行為に該当するものとして判断している。
- エ 上記の判断基準は、国立高等専門学校機構本部が発出している令和5年12月12日付け「寮における学生指導体制の見直しについて（依頼）」（高機学第102号）の趣旨に沿うものといえる。

(10) 当該事案のいじめ該当性の判断

ア 結論

認定事実①から⑥を総合すると、学生Aが学寮に在籍していた令和2年当時、上級の寮生らからの指導内容には行きすぎなもの、理不尽なものがあったといえ、それによって学生Aは精神的苦痛を感じ、自死未遂の一因となったといえる。したがって、学生Aが行きすぎだと訴える先輩からの指導は「いじめ」行為に当たると判断した。

イ 理由

認定事実記載のとおり、学生Aが学寮に在籍していた当時、学寮には「寮の伝統」や「暗黙のルール」といった明文化されていない慣習による理不尽なルールが存在していた。これらの慣習によるルールによって、1年生だけが、上級生に対する挨拶の徹底や食堂や浴室への入退室の際の挨拶、浴室シャワーの使用許可制や入浴時間の指定の厳守を求められ、これに違反すると上級の寮生らから威圧的な指導を受けることとなった。

1年生だけが厳守を求められていたのは暗黙のルールだけに留まらず、寮生手帳に記載のある消灯時間・就寝時間についても、消灯時間後、1年生の部屋を上級の寮生らが見回り、起きている寮生の居室のドアを強く叩くあるいは蹴るなどしてドアを開けさせ、廊下に連れ出して周囲の部屋にも聞こえるくらいの大きな声で指導することもあった。

このように学寮内では、1年生だけにルールの厳守を求め、ルールを守れない1年生がいると上級の寮生らが1年生全体に対して叱責するといった、いわば連帯責任を取らせる形での理不尽な指導も行われており、1年生だけに過度の義務と制約を負わせる一方で、2年生に進級すると、上級の寮生らから指導を受ける機会は激減するという状況があったと認められる。こうした極めて理不尽な指導は、1年生を畏怖や恐怖で押さえつけ、過度の上下関係を植え付けるとともに、上級生に対して深刻なまでの緊張感を抱かせ、上級生からの指導には無批判に従うことを強制することにも繋がる悪しき慣習であったといえる。

この悪しき慣習が、福井高専の寮生活の意義である「学寮は、単なる宿泊施設ではなく、人間形成を目指す教育の場」であることに真向から反していることは言うまでもない。

こうした悪しき慣習に基づく上級の寮生らからの指導に対して、うまく受け流すことができた者や先輩や友人からフォローを受けられた者もいるが、一人で問題を抱え込んでしまう者にとっては、寮生活は常に強度の緊張と苦痛を強いられるものとなっていた。学生Aもその一人であった。

学生Aにとっては、自死未遂に及んだ当時、上級生が背後にいる場合でも心の目で気配を感じて挨拶をしなければならないとする時代錯誤も甚だしい馬鹿げた指導であっても真剣に受け止める対象となっていた。およそ実行することが不可能な指導であっても、どうすれば実行に移せるのかを真剣に考え、精神的に追い詰められていくことになった。

そのような学生Aにとって、恐れの対象であった上級の寮生らから、連帯責任を理由として集会時に怒鳴られたり、乱暴な言葉遣いで命令口調の叱責を受けることや、就寝時間後に上級の寮生らから居室のドアを蹴られたりすること、並べて置いたあったスリッパが誰かに崩されたときに自身の言い分を聴いてももらえずに指導を受けることは、指導態様として行き過ぎで理不尽なものになっていたといえ、どれだけ学生Aが努力してもルールを守らない1年生がいる限り、上級の寮生らからの指導は避けられないことに絶望感を感じ、精神的苦痛を受けていたことは十分に理解できる。

以上のことから、結論記載のとおり、上級の寮生らによる「いじめ」行為があったと判断した。

(11) 福井高専が本件事案を未然に防ぐことができなかった原因

福井高専が本件事案を未然に防ぐことができなかった原因として、以下の問題点があると考えている。

ア 学寮内での悪しき慣習の弊害に対する危機意識が甘かったこと

そもそも、学校側が学寮生活のあらゆる場面を想定して明文上の規則を設けることは難しく、学生が自主的な学寮運営に関するルールを策定し、それに基づいて学寮生活を送ることは否定されるものではないし、むしろそうした寮生による自主的な運営こそが寮生活の意義の一つといえる。そして、学生が自主的に策定したルールは必ずしも明文の規則に限られず、長い年月をかけて寮の伝統、文化、慣習といった形で後輩たちへと繋いでいくものもあろう。福井高専の学寮にも伝統や文化、慣習といった形で残っているものはたくさんあると思うが、そのすべてを本件調査で否定したいわけではない。

本件事案で問題視しているのは、学生Aが学寮に在籍していた当時にあった理不尽なルールによる制約や、同ルールに違反した場合の威圧的な指導を1年生だけが受けなければならないという悪しき慣習の存在である。そのような理不尽な、あるいは威圧的な指導に対して、不満を感じる学生や、恐れを感じた学生がいることは当然であろう。こうした理不尽なルールに対して、これを守らない1年生がいると、ルールを守っている者も含めて1年生全員が集められて上級の寮生らから指導を受けることもあったが、その内容や指導態様をみると、1年生全体への注意喚起やルール違反の情報共有といった程度を超えて、1年生全体に連帯責任を負わせ、徹底した上下関係と恐怖心を植え付けるような指導を行っていたといえる。

上級の寮生らが、どれほど高尚な目的をもって指導していたとしても、その態様が威圧的かつ命令口調なもので、怒鳴り声をあげたりすることは教育的指導からかけ離れており、精神的に激しく追い詰められる学生がいるかもしれないことは容易に想像できる。むしろ、上級の寮生らはそれを狙ってわざと集会時に怒鳴り声をあげていた節すら伺えるのである。

上級の寮生らによる集会時の指導に立ち会っていた教職員がいたこと、以前から上級の寮生らが消灯時間後に見回りを行い、違反した1年生に対して指導していたこと、また他にも浴室の使用に関する指導を続けていたことからすれば、福井高専の教職員が誰1人としてそれらの事実を知らなかったとは考えられず、実際、教職員の中にはこうした実態を把握し、改善を訴えていた者がいたことも認められる。しかしながら、結果として組織的に実態を正確に把握して迅速に対応することを怠っていたことからすると、福井高専の危機意識は甘かったと言わざるを得ない。

この点、学生Aが学寮に在籍していた当時から、寮務主事は、寮生会役員に対し、学生に対する個別指導は避けて全体に向けて指導をすること、教職員の目の届かないところでの指導は避けるように指示し、上級の寮生らとの信頼関係を構築していく中で時間をかけて悪しき慣習を撤廃していこうとされていた。

寮務主事がこうした方針を採った背景事情として、就任した当初（平成30年当時）、上級の寮生らの指導に介入することを試みた際に抵抗感を示す上級の寮生らがいたことや、性急な改革によって寮生会役員からの反発のみならず、寮生会が担ってきた指導を教職員が引き受けるようになると、業務の負担が増すとして教職員からの反発を生む恐れがあったことを挙げられていた。

寮務主事は、聴取りに対して、上級の寮生らによる行き過ぎた指導がいじめ行為に当たる場合があることを認識していれば、もっと学寮内の悪しき慣習による弊害を重く見て、寮生会指導に対する改善策を緊急に強く推し進めることができたかもしれない、と悔やまれていた。なお、本件事案が寮務主事や当時の上級の寮生らのみの責任によって起こったものとは考えておらず、長年にわたって学寮内の悪しき慣習を深刻な問題として捉えずに有効な対策を講じてこなかった福井高専全体の問題であると考えていること、寮務主事が中心となってこの6年間で取り組まれてきた学生主導による指導の改善策（学生が指導する際の届け出と承認制など）は、コロナ禍を契機として一気に推し進めることとなり、直近の3年間では先輩からの行き過ぎた指導による事例の認知件数は明らかに減少傾向にあること

が本件アンケート調査の結果からも読み取れることを言及しておく。
イ 福井高専が上級の寮生らからの行き過ぎた指導を黙認していたと受け取られてもやむを得ないこと。

学生からの聴取り調査の際に、上級の寮生らによる指導に対して、教職員に相談しようとは思わなかったのか、と質問をしているが、学生からは「面倒なことになるのが嫌だった。」「先輩からの仕返しが怖かった。」といった理由の他に「先生たちも認めていると思ったから。」という回答が一定数あった。どうして、教職員が認めていると思ったのか理由を尋ねると、過去に行われていた一人一人の挨拶練習や、集会時に上級の寮生らが怒鳴ったり、威圧的な口調で叱責する際に教職員が立ち会う場合があったこと、1年生全員を集めるための放送室の利用には教職員の許可を受けなければならず、教職員の関与なしに上級の寮生らが指導をしているとは思っていなかったこと、浴室ルールや深夜の見回りを教職員が知らないはずがないことなどが挙げられていた。また、噂のレベルで教職員が1年生に厳しく指導をするように寮生会に指示を出していると聞いたことがある、といったものまであった。

学生Aが1年生だった当時には、上級の寮生らによる集会時の威圧的な指導の直後に、立ち会っていた教職員が「これはいじめでもなんでもありません。」と発言していた事実が認められる。発言を聴いた学生の中には、学生A以外にもショックを受けた者がいた。

このように、教職員ひいては福井高専が上級の寮生らの理不尽あるいは威圧的な指導を認めていたと受け取られてもやむを得ない状況が、先輩からの行き過ぎた指導に対する相談のしにくさに繋がっていたと考えられる。

ウ いじめの早期発見に向けたアンケート調査の項目を工夫する余地があること

本件調査で実施したアンケート結果を見ても、学寮内での先輩からの指導や先輩との関係性に悩んでいた生徒は学年を問わず相当数いることがうかがえる。聴取り調査の際に、学生Aと学年は異なっても、同じように1年生のときは寮にいたのがつらかった、先輩と顔を合わせたくなかったと話す学生もいた。

ところが、福井高専が令和2年度から令和5年度までの間に定期的に実施していたいじめ調査アンケートや、スクールカウンセラーに寄せられる学生相談の中で、学寮内で先輩からいじめを受けているとの相談は1件もなく、学生相談室が実施している高専生活に関するアンケート令和5年度(後期)に学寮内での先輩とのトラブルに

関する相談がわずかに1件寄せられたのみであった。

この極端ともいえる結果の差から、福井高専が従前から実施しているアンケート調査には改良の余地があると思われる。

今後、いじめの有無を調査する際には、単にいじめの有無を質問するのではなく、いじめに当たる可能性のある具体的な行為を列挙したり、嫌な思いをしたことがないか、といったように学生が答えやすいアンケート項目を工夫することが求められる。

また、アンケート項目を増やすことや聴取する内容を広げることで、緊急性がないものや重要性が低いもの、いじめとは言い難いものも、これまで以上に拾い上げることになるかもしれないが、本件事案のような重大な問題を見落とすことに比べたらその手間と労力を惜しむべきではない。

エ 上級の寮生らは下級生からの信頼に基づいて指導を行うべきであること

上級の寮生らは1年生に対して指導する立場にあることから、本人が意識していなくても自然と優越感や特権意識を抱きやすくなるといえ、極端なものになると下級生になめられたらいけないと口にする上級の寮生らも過去には存在していたようである。令和4年度においても、連帯責任と称して1年生の呼び出しを行い威圧的な指導を行った他、1年生とのLINEグループ内においてルールを守らない1年生がいることを理由に全体にペナルティを与え、退寮処分の可能性を示唆する上級の寮生らがいた。

上級の寮生らは、学生に対してペナルティを与え、退寮処分を判断する権限はなく、また、それらの判断に対して強い影響力を持つものでもない。その上級の寮生らは明らかに寮生会の意義や役割を誤解している。

このような指導を受けた当時の1年生の中にはどう対応してよいか分からず、精神的に追い詰められた者もいる。上級の寮生らの指導は、その高い規範意識や、自身が学寮生活を送る中でこれまで培ってきた自主性、社会性、責任感に裏打ちされた周囲からの信頼に基づいて行われるべきであり、下級生からの反抗を許さない威圧的な態度や、歪んだ特権意識を振りかざした指導などには何の意味もないことを上級の寮生らに理解してもらう必要がある。

(12) まとめ

本件調査では上級の寮生らによる指導等の様々な問題点を取り上げてきたが、寮生活は楽しかった、自主自立の力が養われた、上級の寮生らに

よる厳しい指導のありがたみが上級生になってみると分かる」と話していた学生たちもいたことを付け加えておく。

もっとも、その学生らも自身が1年生のときに受けた理不尽な指導を肯定するものではなく、上級の寮生らが真に下級生の将来のことを思い、その規範となって信頼を得られるような指導にこそ意味があることを当然の前提としている。

現在、福井高専の学寮内では学生が下級生を指導する際には教職員の立会いを求めるルールが周知徹底されていることもあり、上級生がルールを守らない下級生をその場ですぐに指導しづらい状況にある。

ある学生は、今は指導をする側が先生から怒られる、と話しており、注意をする方が馬鹿を見る、下級生に対して指導をすること全てが悪いとする風潮が生じ始めているように見受けられる。

上級生が下級生を指導することそのものを否定しているわけではない。幅広い年齢層の学生が生活する学寮においては、上級生が下級生の規範となり、指導することを期待されていることは言うまでもない。

福井高専は、過去にあった理不尽な指導とは一線を画した新しい学生指導の在り方を、寮生会役員学生とともにしっかりと話し合い、模索し続けていく必要がある。

第4 重大事態の認定と対応

1 重大事態の認定

対策委員会は、第3の調査結果を踏まえ、改めて、本事案の評価及び本事案に対する対応を検討した。

その結果、学生Aの令和2年の自死未遂及び令和5年の長期欠席の一連の事案について、いじめにより学生の生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあり、かついじめにより学生が30日以上欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた。

そのため、本事案は、福井高専いじめ防止等基本計画における「重大事態」に該当すると判断した。

したがって、福井高専は、いじめ防止等基本計画に基づき、以下の対応を行うこととなる。

- ① 機構への報告と連携
- ② 第三者委員会による調査
- ③ 被害学生等の対応
- ④ 再発防止策の策定及び実施

以下、①ないし③について述べ、④については、第5において詳述する。

2 機構への報告と連携

福井高専は、令和6年4月19日、機構に対し、本事案を重大事態と判断した旨を報告し、以降、被害学生への対応及び再発防止策の策定について、密接な連携を行っている。

3 第三者委員会による調査

福井高専が重大事態と判断した場合、第三者委員会による調査を行うこととされている。

もともと、本事案において、当初から、調査担当として外部の弁護士2名及び福井高専の看護師1名を選任し、第三者的な視点による調査が行われており、対策委員会による確認、検討においても、調査担当と同様の調査結果となっている。

したがって、本事案については、改めて第三者委員会による調査は不要と判断した。

4 被害学生等に対する対応

(1) 従前の対応

本事案は、学生の自死未遂に端を発しており、いじめ及び重大事態は認定していなかったものの、発生直後から、被害学生に対する対応を行っていた。

令和2年10月の自死未遂発覚後、福井高専では本人面談及び電話連絡をほぼ毎日繰り返し行い、学生Aの心身の状態に配慮していた。

特に、当時の寮務主事補は、学生Aの自死未遂発覚後から退寮を決めるまでの間、25回にわたって電話で学生Aと連絡を取り合い、本人の安否と状態の確認に努めていた。

なお、当時、学生Aは寮務主事補に学寮内での上級の寮生らの指導に不満を感じていることを伝えたり、学生相談室長、カウンセラーとの面では上級の寮生らの指示や行動が理不尽であり許せないと話したりしていたが、相談の内容は主に進級や成績の不安、家庭の経済事情に関することであり、福井高専が定期的実施しているいじめ調査アンケートでも学寮内での先輩からの行き過ぎた指導については申告していなかった。

加えて、令和2年10月20日及び同月26日の学生相談室長等との面談では「早く寮に戻りたい」といった発言があったことから、福井高専では学寮内での「いじめ」には思いが至らず、「家庭が経済的に困窮していること」、「成績に不安があり、進級できるか心配であること」といった悩みが本人の責任感の強さ及び生真面目さと結合し、悪い方に作用した結果、自死未遂を起こすに至ったものであると判断していた。

また、第3の調査結果で言及した寮務主事補、学生相談室長及びカウンセラーとの面談の他に、以下のとおり、学生相談室長とカウンセラーが連携して複数回にわたり面談を実施し、状況の把握に努めていた。

しかし、学生A及び保護者から、上級の寮生らから受ける指導が主題となる相談は受けていなかった。

(カウンセラーとの面談等履歴)

令和2年10月19日：(学生相談室長とカウンセラーによる打合せ)

令和2年10月26日：学生相談室長とカウンセラーが学生と面談

令和2年11月 4日：カウンセラーが学生と面談

令和2年11月 6日：カウンセラーが学生と面談

令和2年11月 9日：カウンセラーが保護者と面談

令和2年11月13日：カウンセラーが学生と面談

令和2年11月27日：カウンセラーが学生と面談

令和3年 4月23日：カウンセラーが学生と面談

令和3年 4月30日：カウンセラーが学生と面談

(2) 調査開始後の対応

ア 調査開始の報告

令和5年11月10日、クラス担任が、学生Aに面談し、調査担当として外部の弁護士2名を選任し、改めて本事案の調査を行うこと、調査結果は学生Aにも報告することを説明した。

イ 調査結果の報告

令和6年8月22日、学生主事等が学生Aの自宅に赴き、調査結果の概要を報告し、いじめを防止できなかったことなどを謝罪した。

第5 いじめの再発防止に向けた改善の取組

1 従前の措置

福井高専は、本事案の発生時には、いじめ及び重大事態の認定を行っていなかったが、学寮における先輩後輩の関係に、教育上、好ましくない事象が存在するとの認識はあった。

そのため、寮務主事が中心となって、この6年間に学生主導による指導の改善策、具体的には寮生会役員が下級生を集めて指導することを届出制とし、承認された場合は教員が立ち会うこと等に取り組んできた。

その結果、学寮に在籍する学生のアンケート集計結果によると、直近の3年間では学生Aが在寮していた当時と比較し、上級の寮生らからの行き過ぎた指導事例の認知件数は明らかに減少傾向にあることが読み取れ、寮生指導が改善されたことが確認できる。

2 再発防止に向けた改善の取組

本調査によって、いじめ及び重大事態を認定したことを受け、対策委員会を中心となって、再発防止に向けた改善の取組を検討した。

まず、①学寮における生活支援に係る改善、次に、②学寮も含めた学校全体についてのいじめの早期発見のための情報収集とその認知の方法に係る改善、そして、③いじめの未然防止のための意識改革や体制改善に係る取組の3項目である。そしてこの取組を、令和6年度の早い段階に制度化して実行に移す。

①学寮における生活支援

寮生手帳にはない生活上の暗黙のルールについて、その内容を精査し、明文化すべきものと根絶すべきものを明確にする。上級生と下級生の階層を緩やかに排除して、フラットな関係性へと変えていく。そして、上級の寮生らが下級生からの信頼に基づいて生活を支援していく環境を整備する。

令和2年に学生Aが受けた上級の寮生らからの指導について、福井高専はこれをいじめ行為に当たると判断した。学寮における悪しき伝統や暗黙の了解に基づく理不尽な、あるいは行き過ぎた指導を看過することは決して許されるものではなく、それが重大な危機をもたらすことを我々教職員は常日頃から意識しなければならない。そして、いじめに繋がる上級の寮生らによる低学年への行き過ぎた指導を根絶することが必須である。またそれは、福井高専の学級や部・同好会などの学生組織においても同様である。

ここで、本事案の発生した令和2年度の後に学寮では以下の改善を行っている。

[運営改善（寮生）]

- ・ 寮生会役員が下級生を集めて指導することを届出制とし、承認した場合は教員が立ち会う
- ・ 指導が難しい寮生の個別指導には教員が対応する
- ・ 従来には無かった上級生による浴室当番の導入
- ・ 寮生会役員が中心となり学寮清掃のボランティア、閉寮日の清掃、除雪を行う

[運営改善（教員）]

- ・ 新入寮生全員に対する個別面談の実施
- ・ Microsoft Teams等のツールを活用することにより特に下級生が気軽に学寮の疑問等について相談できる体制の構築
- ・ 教員による日常的な挨拶などの声掛けによる寮生が教員に話しやすい環境の構築

しかしながら、これらの取組だけでは抜本的な改善にはならないと考え、以下に示す改善の取組を実行する。一方、学寮は生活の場であり、拙速な規則（ルール）と礼儀（マナー）の変更は寮生に大きな不安を与える恐れがある。したがって、ここに示す取組は、今後、寮生と話し合いながら、そして寮生自らが考えて修正しなければならない内容を含んでいる。

学寮は、自宅が遠方のため通学が困難な学生の、生活を支援する単なる宿泊施設ではなく、共同生活による人間形成を目指す教育寮と位置づけられている。そのため、寮生手帳には生活上の規則と心得が記されているが、寮生が集団生活する中で明文化されていない伝統や暗黙のルールが生まれていた。そこで、共同生活におけるルールとマナーを再点検して、快適で秩序ある生活ができるよう不適切なものは禁止事項として扱い、明文化されていない適切なものは全て寮生手帳に明記する。また、ルールやマナーは前年度の反省を基に点検して毎年改善する必要がある。しかし、寮生や寮生会役員、寮務主事団は毎年、そのメンバーが替わるため、前年度のやり方を引き継ぐ傾向にあり、その改善が進まない恐れがある。そこで、学寮の理念、方針、目標を再確認し、それに基づいた寮生マニュアルと寮監マニュアルを作成し改善し続ける PDCA サイクルを新たに構築する。

学寮での自治を司る組織は寮生会である。寮生手帳にある寮生活の心構えには学年別の標準的な生活目標として次のことが書かれている。「ア 1 年生 親元を離れ、全く新しい生活に入る者として、寮役員の指示を守り、上級生に従って行動するよう心がけなければならない。慣れるに従い我がままも出るが、1 年生の時は常に自分は最下級生であるとの謙虚な気持ちを忘れず、寮生活の基本を完全に身に付けることに全力を尽くすべきである。」「エ 4 年生 寮生活をリードする中心的な存在であり、充実した生活により、自主性・社会性を身に付けなければならない。生活にゆとりも出てくるが、それだけに自分の行為に対する責任感が強く要求される。下級生の指導にも実力を発揮して欲しい。」。また、寮生会について次のことが書かれている。「寮生は、ルールに従って民主的に選ばれた寮役員を信頼し、その指導・指示に従うのはもちろんのことであるが、各種行事には積極的に参加して寮生活の充実・向上に協力しなければならない。（以下省略）」

この様に、上級生が下級生を指導し、下級生はそれに従うことが目標に掲げられていることが、上級生と下級生の階層を生む一因になっている可能性がある。

様々な特徴や特性を持つ 200 人以上の若者が生活する学寮では、特に入寮当初は、集団生活になじめない者も少なくない。上級の寮生らは、寮生を指導する役割を担っているが、従来の指導するという考え方から、支援するという立場であると意識を変える必要がある。そのため、寮生会役員の中に低学年の役員を増員して、学年の垣根を外したフラットな組織とすることを目指す。また、共同生

活での当番（点呼、食堂・浴室・共用場所の清掃）が、生活に慣れていない低学年が主体となっているため、生活に慣れて支援する役割を担える高学年も加わる。

ルールやマナーに関する指導は、教員が寮生会と連携しながら行う体制に改善する。指導の主体は寮務主事団や寮監である教員であり、寮生会は生活者として教員の目に届かない所で、快適な集団生活を行うための協力を担う存在とする。そのため、寮生による自治を尊重しつつ、例えば低学年全員を集めての寮生会による生活支援については、現在既に実践されているように教員立会いの下で実施する。

②いじめの早期発見のための情報収集と認知

いじめを早い段階で発見するために、いじめに関するアンケート調査では、その前兆を確実に捉えられるよう質問内容を修正して調査の頻度を増やし、その結果の分析には専門知識を有する人材の協力を得て認知の精度を高める。

機構並びに福井高専が定めるいじめの定義は「学生に対して、当該学生が在籍する学校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。」である。この心身の苦痛を感じている当該学生について、学校が早期に気づく方法、そして、当該学生がそのことを学校に躊躇せず正確に伝える方法を作る必要がある。現在福井高専で行っているアンケートによるいじめの情報収集と、その認知の方法はその役目を十分に果たしていないため改善を進める。

アンケートについては、実施する前に、いじめの定義と調査の趣旨を学生に丁寧に説明する。また、学生が回答しやすく、かつ、正確な情報が得られるように、いじめに当たる可能性のある具体的な行為や、いじめの前兆を捉える項目など、質問の内容やその表現方法について、再検討を行う。さらに、自分がいじめを受けた場合だけでなく、いじめを見たり聞いたりした場合についても回答してもらうようにする。学寮におけるアンケートも同様の改善を行う。方法については、記名式を原則とするが、早期発見に繋がり、回答しやすい無記名式のアンケートを併用することで、前兆のある学級や学寮の居住区を特定して、適切な指導に繋げる。回数については、年4回以上とし、時期については、新しい学年での生活が落ち着き始めた6月頃、学生同士の交流が盛んになる学校行事（体育祭、高専祭、校外研修など）後の10月頃や12月頃、学年末となる2月頃に実施し、必要

に応じて別の時期にも実施する。回収したアンケートの分析については、カウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門知識を有する人材の協力を得て、いじめの認知の精度を高める。

さらに、いじめの防止や早期発見には保護者の協力が必要不可欠である。いじめの定義等やいじめを防止することの重要性を説明するための資料を作成し、年度初めに保護者に配布して理解と協力を求める。学校では気づけない学生の様子について、保護者懇談会やさくら連絡網（保護者向けコミュニケーションツール）を利用して情報提供を求める。また、保護者面談や授業参観の日を利用して、保護者が学生相談室員、カウンセラー、ソーシャルワーカーに相談できる機会を設ける。

③いじめの未然防止のための意識改革や体制改善

前期の早い段階に学校行事として「いじめ防止週間」を設定し、教職員と学生がいじめ問題について正しく学び、真剣に考えるための実効性ある機会と学びの場を新設する。重大事態につながる日常のヒヤリハットを学校全体で情報共有する仕組みを新設する。

[意識改善]

福井高専では基本計画に示すいじめ防止プログラムに基づいて、教職員全体が基本計画の内容を確認し、福井高専のいじめ問題への姿勢を理解し、組織的対応を可能とするために、4月の教員会議において、基本計画の周知を行っている。また、教職員のいじめ問題に対する意識を高め、いじめを未然に防止するための基礎知識を獲得するために、長期休業中に外部講師による講習会を開催している。

学生対象としては、いじめやネットトラブルに対する予防策を学ぶ講習会を、本科1～4年生を対象に年1回開催し、寮生対象としては、寮内での人間関係の構築に役立つ講習会を年1回開催している。また、いじめに対する学校としての方針を学生及び保護者並びに地域に周知するために、学生には「ストップいじめ・ハラスメント」のパンフレットを4月に全学生に配布して、ホームルーム等でいじめに対する姿勢を担任が説明している。また、学生便覧と福井高専ウェブサイトの基本計画を掲載しており、保護者に対しては、保護者懇談会などで説明している。

以上のように、教職員や学生、寮生はいじめの問題を理解し、それを未然に防ぐための様々な知識や方法を毎年身につける機会を得ているが、それらが形骸化している恐れがある。そこで、以下に示す改善を実行する。

前期の早い段階に学校行事として「いじめ防止週間」を設定し、教職員と学生

が全校あげて、いじめ問題について集中的に正しく学び、真剣に考えるための機会を設け、意識改革を行う。その機会に、基本計画を理解すると共にその改善についても議論し、実効性のある取組みを継続・発展させる。

今回の事案は学寮における先輩と後輩の人間関係で発生したが、福井高専には、同級生同士、友人同士、先生と学生など様々な人間関係が存在する。他者を尊重してフラットな関係性が求められる現代の組織の中で、適切なコミュニケーションスキルの重要性が高まっている。そのため、コーチング、メンター、アサーション、アンガーマネジメントなどの講習会を実施する。また、低学年の特別活動などを利用して、ピア・サポートやソーシャルスキルをテーマとしたワークショップを行い、学生同士の関係づくりを進め、助け合いができる雰囲気醸成する。

また、いじめやハラスメントが重大事態に発展するというリアリティーのある事例を知るため、いじめやハラスメントの事案とその対応に関する事例集を作成して研修で活用することや、いじめ防止に関する独立行政法人教職員支援機構のオンデマンド動画を活用することなどを通して、全ての教職員と学生が研修する機会を整える。

以上の取り組みによって、いじめを生まない環境づくりと、いじめを認知した時に正しい初期対応ができる組織となることを目指す。

[体制改善]

いじめ防止等対策委員会の構成員は学生主事、学生相談室長、学生主事補、事務部長、学年主任、その他校長が必要と認めた者となっている。一方、高専機構ガイドラインでは、校長、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事、学生相談室長、看護師、担任、科目担当者、部活動指導教員、学校医、弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等々で構成するとされている。これを受けて、当委員会の構成員の見直しを行い、いじめに関する情報の集約、いじめの事実確認、被害学生の保護・支援、高専機構本部への報告・情報共有、関係者の支援・指導、学校全体への指導、事後指導等について、校長のリーダーシップのもと、組織的に対処方針を決定し実行できる体制づくりを進める

学級内や課外活動、学寮で発生した事件や事故は、学校として解決することが基本である。しかし、学生指導に直接関わる学級担任、指導教員、学生主事団、寮務主事団が軽微と判断した案件については、関係者のみで対応することが少なからず存在する。しかし、そのような対応が、重大な問題発見の遅れに繋がる恐れがあるため、いじめや暴力等重大な事件や事故はもちろんのこと、各組織で発生したヒヤリハットの事案を、学校全体で情報共有する仕組みを設ける。

第6 まとめ

最後に、学生A及び過去に学寮でいじめ行為の被害を受けられた方、現在、学寮で生活されている学生及び保護者の方々、また本校に関係する全ての方々に対し、このようないじめ行為の発生を未然に防げなかったことについて、福井高専としてお詫びする。

本事案では、学生AがSNSに福井高専を批判するコメントを発信したことをきっかけに、学寮において「いじめ」行為があったことを認識することとなった。

今後は第5で述べたとおり、いじめの再発防止に向けた改善の取組を、教職員と学生がお互いを尊重しつつ協力しながら進めることで、二度と同じような出来事を生じさせないよう着実に改善を図っていきたい。

以上